

佐賀県選挙管理委員会告示第16号

佐賀県選挙管理委員会職員人事評価規程を次のように定める。

平成29年3月31日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

佐賀県選挙管理委員会職員人事評価規程

選挙管理委員会の事務局の職員（専任書記）の人事評価については、佐賀県職員人事評価規程（平成29年佐賀県訓令甲第5号）の規定の例による。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

（佐賀県選挙管理委員会職員勤務評定規程の廃止）

2 佐賀県選挙管理委員会職員勤務評定規程（昭和34年佐賀県選挙管理委員会告示第5号）は、廃止する。